

上福岡市・大井町法定合併協議会委員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上福岡市・大井町法定合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、上福岡市・大井町法定合併協議会(以下「協議会」という。)の委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額6,800円とする。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する市又は町の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。